

西部腎クリニック争議の円満解決

2018年11月30日、医療法人湯沢会・西部腎クリニックを相手に約2年にも及んだ労使紛争が神奈川県労働委員会を通じて漸く決着が付き、労使双方による円満な解決が達成された。私たちはこの労使紛争の経過を公表することが、横須賀地域に於ける医療の質的向上と患者にとっての医療の安全・安心の確保、更なる医療の充実化につながると考え、またこれらの一層の深化が図られるよう、下記のとおり、紛争の経過を公表する。

経緯

看護師長であったT組合員は事務長からのパワハラで体調を崩し休職に追い込まれ、僅か一か月間の休職期間満了で退職させられる。組合は団交でT組合員への不当な扱いに抗議し、休職期間延長と雇用の継続を求めたがかなわず、止む無く県労委への不当労働行為救済申立てを行うこととなる。

そもそも西部腎クリニックは、以前から外部より指摘を受けていた透析医療施設としての諸々の不備、欠陥等の是正と整備の充実を図る諸施策の一環として、医療管理者であるT組合員を他の医療機関から看護師長として招請したのであった。T看護師長は就任すると同時に、医療体制の立直しの為に全力で奔走する。特に、透析患者さんたちが安心して安全な医療が受けられるよう、全職員に対して医療従事者としての有るべき責任と自覚を促し、医療スタッフの教育に力を入れ、最重要課題である標準的な透析操作の向上と院内感染の防止策に積極的に努めてきた。が、クリニックからの協力が得られず、結果的にT組合員は職場から孤立し、体調を崩し休職せざるを得なくなり、退職に至る。

組合活動

この実態に対して、組合は団体交渉の中で、西部腎クリニックに対してT組合員の職場復帰と西部腎クリニックが透析施設としての本来の医療責任を果たすよう強く求めて来たが、交渉は決裂となり、神奈川県労働委員会での不当労働行為救済申立の審査が延々と続くこととなる。

保健所からの指導発令

組合とT組合員は現状の西部腎クリニックの医療実態に対して危機感を抱き、このまま放置することは許されないと考え、緊急対策として、横須賀市保健所に西部腎クリニックの医療現場の実態を通報した。組合からの通報内容は、神奈川県議会・厚生常任委員会でも取り上げられることとなった。その結果、保健所は西部腎クリニックに対して計5回に亘る立入調査を実施し、数多くの改善指導が行われた。特に「透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン」の遵守と徹底が西部腎クリニックに対して義務付けられ、更には医療施設としての抜本的な運営全般の見直しが求められることとなった。

県労委での審理

県労委での審理では、特に証人尋問の段階で西部腎クリニックの数々の問題点、不衛生な職場実態等が確認された。それ等の結果を基に、県労委では労使紛争の解決の方向性が探られ、労使双方とも和解に至ることを同意したので、労使はこの争議を円満に解決することで決着したのである。